

平成 29 年度 ベビーシッター利用料補助制度【育児支援】利用案内

千葉大学男女共同参画推進部門では、本学に勤務する教職員を対象としてワーク・ライフ・バランス支援のため、育児支援として「ベビーシッター派遣事業割引券（育児クーポン）」を交付しています。**【注意】**利用には事前登録（無料）が必要です。

1. 利用対象者

本学に勤務する教職員（非常勤含む※）で、就労のためにベビーシッターサービス利用予定日が決まっている方 ※非常勤の場合、本学の社会保険加入者に限ります。

2. 対象となる子の年齢

0 歳から小学校 3 年生（障がい者手帳等を有する場合は小学校 6 年生まで）

3. 利用できるベビーシッター会社

ベビーシッター派遣事業 割引券取扱事業者一覧（内閣府 HP）

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/jigyousha_itiran.pdf

4. 利用条件

- ・両親の就労による家庭内での保育（家庭外での利用不可）
- ・家庭と保育所等との間の送迎

5. 支援内容

- ・ベビーシッター利用料から 1 日あたり 2,200 円割引（2,200 円以上利用時に適用）
- ・割引券発行限度は、1 家庭につき 1 日に 1 枚、1 ヶ月に 24 枚、1 年間に 280 枚まで

6. 利用できる期間

平成29年4月1日以降（登録手続き終了後）、平成 30 年 3 月 31 日

7. 利用方法

- (1) 登録手続き終了後、利用予定日が決まり次第、「育児クーポン交付申請書」にご記入の上、男女共同参画推進部門まで申請書をお送りください。割引券は、申請日より 1 ヶ月先の分まで交付できません。

■ 育児クーポン交付申請書（男女共同参画推進部門 HP）

http://www.gakuzyutsu.chiba-u.jp/news/2017/pdf/coupon_apli2017.docx

- (2) 割引券は交付日の翌日から利用可能です。さかのぼっての利用は出来ません。
- (3) 割引券発行には、申請書受付後 3 日程度を要します。お急ぎの方は必ず電話にてご相談ください。
- (4) 利用の際は、ベビーシッター会社に「ベビーシッター派遣事業割引券（育児クーポン）」を利用することを事前にお伝えください。
- (5) 利用時にベビーシッターに割引券を提示することで、利用料金の割引が受けられます。
- (6) 利用終了後は、ベビーシッターから「割引券使用報告用半券（育児クーポンの半券）」を受け取り、7 日以内に男女共同参画推進部門に、学内便（または持参）にてご提出ください。

【問い合わせ先】

千葉大学 運営基盤機構男女共同参画推進部門（月～金 9:00-17:00）

TEL&FAX : 043-290-2020（内線 4043） E-mail : youritsu@office.chiba-u.jp